平成２５年（フ）第３０７号
高知市高埴11番32号　高埴マンション306号室、住民票上の住所高知市横浜新町５丁目108番地
債務者　八十川由美子
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３０８号
高知市横浜新町５丁目108番地
債務者　中内　　豊
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２３３号
群馬県高崎市飯塚町320番地３
債務者　佐久間　茂
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第２３４号
群馬県高崎市飯塚町320番地３
債務者　佐久間ちえ美
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１２８９号
埼玉県新座市野寺２丁目８番26号　第二野寺荘205号室
債務者　山屋八十子
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３５１号
埼玉県朝霞市本町２丁目10番５号
債務者　小林　伸吉
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３８２号
さいたま市南区白幡２丁目12番14―205号
債務者　萩原　健彦
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３８３号
さいたま市南区内谷５丁目28番21号　小山方
債務者　萩原さより
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３８４号
埼玉県上尾市富士見２丁目16番５号　レオパレス富士見204、旧住所埼玉県上尾市富士見２丁目16番30号　富士ニューハイツ310
債務者　岩田哲雄こと　金　　富秀
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４２６号
さいたま市北区日進町３丁目601番地10　シティハイム601―101号室
債務者　小林　伍男
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４３５号
埼玉県川口市大字安行吉蔵261番地の１　ピアスＣ棟101号
債務者　梶　　舞
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４８４号
埼玉県春日部市大畑258番地　長野ハイツＡ―102
債務者　名川　広志
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４８５号
埼玉県春日部市大畑258番地　長野ハイツＡ―102
債務者　名川かよ子
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５１６号
埼玉県三郷市早稲田６丁目21番地３
債務者　二瓶　雄介
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５３１号
埼玉県越谷市宮本町３丁目125番地　君島方、旧住所千葉県市原市姉崎793番地１　ラフォーレコセキ202
債務者　鶴木　香澄
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５５１号
埼玉県所沢市東所沢和田３丁目22番地の14いちょうの郷、前住所東京都豊島区長崎２丁目27番８号マイファリエ椎名町308号
債務者　中西　秀子（旧姓穂苅）
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５７７号
埼玉県所沢市中新井５丁目29番18号　パークハウス１―202、前住所埼玉県狭山市鵜ノ木16番51号
債務者　山崎　玲生
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部